



みのる法律事務所
令和6年3月第407号



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950



い な べ ん だ べ ん 句
田舎弁護士の駄弁句 (159)

これだけは してはならない ことがある
させてはならぬ 戦争闘争



令和6(2024)年3月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

「^{たの}楽しく暮^{くら}したい、^{こうふく}幸福に生きたい。これは万人の希望^{ばんにん きぼう}であります」と『万人幸福の^{しおり}葉』は書き出しています。

その通りです。誰だって楽しく暮らしたいし、幸福に生きたいのです。それを実現するためには、今、どうしたらよいかを考えてみることにしました。

今の世の中を見ていると、「こうしなければならぬ、こうさせなければならぬ」という前に、「こうしてはならない、こうさせてはならない」と、^{いそ}急いで^や止めさせなければならぬことがあります。それは戦争^{ほんとうとうそう}と法廷闘争です。

それを止めさせるところか、^{あお}煽^{ちようきか}って、それを^{かくだいか}長期化、^{しんこくか}拡大化、深刻化させるような動きが見られます。

そのような政治家や法律家や学者に対し、そして国民や親族に対し、目を覚ましてもらいたいとの思いで、こんな駄弁句^よを詠みました。この句をきっかけにして、戦争と法廷闘争を止めさせるような駄弁本を書いてみたいのです。

「戦争と法廷闘争はしてはならない、させてはならない」というのが、80歳を超え、弁護士生活50年を超え、ここまで生かされている身として、今こそ声を大にして申し上げなければならないという思いです。

い な べ ん だ べ ん く
田舎弁護士の駄弁句

160

正義より 平和がいいと 語る人

そうだそうだと 亡き顔浮かぶ

令和6(2024)年3月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨



ロシアがウクライナに武力侵攻をしました。欧米や日本などは、ウクライナを支援してきました。もうすでに戦争開始から2年が経ちました。思った以上に長引いています。

この戦争は長期化、拡大化、深刻化しています。これまでウクライナの軍人は31,000人位、ロシアの軍人は45,000人位死んだそうです。1日平均100人以上が死んでいるのです。民間人の死者も少なくないようです。戦争が長期化、拡大化、深刻化すれば、もっともっと死者は増え続けます。最高裁判所が言った通り、「1人の命は、全地球より重い」のです。こんな状態を続けさせてはならないのです。

突然ウクライナに軍事侵攻したプーチンは許せません。正義に反しています。これを放置するのは正義に反します。だからウクライナを支援する気持ちは分かります。

ですが、戦争で死んでいく人のことを考えると、戦争を長期化、拡大化、深刻化することは止めてほしいのです。物知り顔して、戦争をやらせることが正義のように語る政治家や学者の顔を見ていると腹が立ちます。

戦争を支援するのではなく、戦争を止めさせてほしいのです。ウクライナにもロシアにも武器を送る政治家、それを指示する国民は何を考えているのでしょうか。「正義の戦争より、不正義でも平和がいい」と語っていた老俳優の顔が浮かんできます。生きていて欲しかったと残念です。

プーチンのウクライナ侵攻は許されません。戦争を続けるゼレンスキーも、ウクライナに武器を送る政治家も国民も、ロシアに武器を送る政治家も国民もやってはならないことをやっているのです。

『倫理と法律に関する駄弁本の紹介』



『倫理と法律』という駄弁本をお読み下さった方より、予想もしなかったような反響がありました。中には「倫理に基づく法律という本を出してほしい」という申し入れがあり、その求めに応じそのまま、ズバリ『倫理に基づく法律』というタイトルの本を出しました。この事務所便りに同封してお送ります。

引き続き『欲望と倫理と法律』という駄弁本を書き上げました。現在製本中です。その本で「倫理と法律の本シリーズ」は終わりにしようかと考えていたのですが、理念という理屈だけではなく、実践、つまり実際にやらなければ「絵に描いた餅」です。実際にやることについても書かなければならないという気持ちになり『倫理と法律の実践』という駄弁本を書いてみることにしました。その「はじめに」の部分ができましたので紹介します。勢いをつけて、一気に書き上げたいのです。

はじめに

—してはならない、させてはならない—

倫理と法律について、『倫理と法律』、『倫理に基づく法律』、『欲望と倫理と法律』という駄弁本を書いてきました。

その目指す目的は、『万人幸福の葉』(著者:丸山敏雄 発行所:社団法人倫理研究所 昭和24年8月1日 初版第1刷発行)がいう「楽しく暮らしたい、幸福に生きたい」という万人の希望を実現することにあります。今回は、この万人の希望を実現する具体的な方法について『倫理と法律の実践』というタイトルで書いてみたいのです。

楽しく暮らしたい、幸福に生きたいという万人の希望を実現するためには、倫理と法律に添う生き方をしなければなりませんと述べました。理念、つまりどうあるべきかという、もっとも根本となるおおもとの考え方としては、それでいいと思います。

その理念を実現、つまり現実のものとするためには、その理念を現実のものとするための実践、つまり実際に行うことが不可欠です。やらなければ、絵に描いた餅で終わってしまいます。

楽しく暮らしたい、幸福に生きたいという万人の希望を実現する行いは、具体的にはどうしたらよいか、どのような行いをしなければならないかという問題を考えなければならないということになります。今回はそのことを考えてみたいのです。

「楽しく暮らしたい、幸福に生きたい」という万人の希望を実現するために一人一人の人間が実際に行うべきことには、「こうしなければならない」ということと、「こうしてはならない」ということがあります。今回は、「こうしてはならない」ということについて考えてみたいのです。

「楽しく暮らしたい、幸福に生きたい」という万人の希望を実現するために実際に行うべきことのうち、「これはしてはならない、させてはならない」ということについて述べてみたいのです。

万人の希望を実現するためには、これはしてはならない、させてはならないということは沢山ありますが、その中でも今、特にこれだけはしてはならない、させてはならないということを書きたいのです。まず、やってはならない、させてはならないということ、止めさせたいのです。

只今現在これだけは止めさせたいということを書きたいのです。それを止めさせなければ「楽しく暮らしたい、幸福に生きたい」という万人の希望が実現できない行動を止めさせなければならないことを書きたいのです。

まず、「これだけはしてはならない、させてはならない」ということを述べ、その上で余力があれば、その先で「これだけはしたい、させたい」ということを書けてみたいと考えています。

本来なら「したい、させたい」というポジティブ(前向き)なことを書きたいのですが、今は「してはならない、させてはならない」ことがやられていますので、まずそれを止めさせることが先決問題となっている状況です。

まず今回は、「楽しく暮らしたい、幸福に生きたい」という万人の希望を実現するための実践として、「してはならない、させてはならない」ことのうち、これだけはすぐに止めてほしいということについて述べてみます。

それは、マクロ(巨視的)には戦争であり、ミクロ(極小的)には、法廷闘争ということになります。国を論じるなら戦争、個人生活を語るなら法廷闘争をやめさせたいのです。止めなければ

ならないことはすぐ止めてもらい、その上でやらなければならないことをやってほしいのです。
それが倫理と法律の実践です。

令和6年3月1日
いなべんちだみのる
田舎弁護士 千田 實

4年制大学を国民の半分以上が卒業している現在の日本は、理論や理屈は、政治家や法律家以上によく分かっている方が大勢います。理念を語らせたら政治家や法律家より優れた考えを持っている国民は大半だと言っても過言ではないと言えます。政治家や法律家が馬鹿に見えてくることは、国民の多くの方は実感している筈です。国民の大半は、政治家や法律家などより理念、つまり、どうあるべきかという最も根本となるおもとの考え方は正しく認識しているのです。

ですが、その理念を実現するための行動を起こす国民は少ないのです。理念を実現するために実際に何かをやるという実行力のある人はあまりいないのです。いざとなったら黙っただまはらないという思いはあるのですが、いざという時が来るまで実行する気がないのでしょうか。

いざという時が来た時には、もうどうにもできないという状況になってしまっていて、理念を実践しようとしても、身動きが取れない状況となっているということは過去の例ではよく見られたことです。

そうなる前に、理念を実現するために必要な行動は取らなければならないのです。その行動は色々ありますが、先ず今自分がやれることをやる必要があります。夫々の置かれた立場で、夫々ができることを小さく、小さくやり続けることが大事です。「塵も積もれば山となる」のです。そのような思いで、こんな駄弁本を書き続けているのです。





相続登記は、しなければならなくなりました。 —それで何が解決されるのでしょうか？—

令和6(2024)年3月1日付、朝日新聞は『相続登記過料10万円以下も』というメインタイトルの記事を掲載しています。サブタイトルには『来月1日義務化』となっています。

その記事によりますと、「相続した不動産について、4月1日から登記が義務化される。所有者がわからない土地が増え、活用が妨げられていることなどから不動産登記法が改正された。重病など正当な理由がなく、一定期間内に登記をしなければ10万円以下の過料が科される可能性がある。過去に相続した不動産についても対象となる。

相続登記は、土地や建物の所有者が亡くなった際、相続した人に名義を変更する手続きで、これまでは任意だった。」と書かれています。

これまでは、土地や建物を相続しても、被相続人から相続した人に登記名義を変更する手続きをするかどうかは相続した人の自由でした。相続した人の自由なので、土地や建物を相続しても相続登記をしない人が大勢いました。

そもそも日本の民法は、登記をしなくても売買したり、相続すればその時点で所有権は移るということになっていて、登記は外部に移ったことを示したい人がすればよいという考え方ですから、登記をするかどうかは、相続人の自由だとするのは法的には当然なのです。

ですが、令和6(2024)年4月1日からは、相続登記をしなければならなくなりました。右記事は次のように解説しています。

「2021年に成立した改正不動産登記法に基づき、今年4月以降は、不動産の取得を知った日から3年が過ぎても、正当な理由なく登記の申請をしていない場合、法務局から登記を催告される。催告にも応じなければ、過料が科される。4月以前に相続した不動産については、2027年3月末まで猶予期間はあるものの、登記をしなければ過料の対象となる。協議がまとまらず、相続割合などが確定する前でも、

相続が始まったことや相続人であることを届け出れば、義務を果たしたとみなされる。」

民法の規定では、登記をしなくても売買をしたり、相続したりすれば、不動産の所有権は移るのですが、相続した不動産については、相続登記を法的に義務付けたということになります。記事はその理由を次のように解説しています。

「義務化の背景には、不動産登記簿で所有者がわからない土地が、地方を中心に増えていることがある。土地が管理不全になったり、公共事業や災害時の復興事業の足かせになったりしている、と指摘されていた。」

今回は、以上の通り、朝日新聞の記事を紹介するだけで止め、それ以上のコメントはしませんが、これだけでは分かり難いところもありそうです。改めて機会をみて、分かり易い解説をしたいと思います。

都会の土地は高価な値段で売却できるのに対し、地方の土地は買い手がなく売却ができず、その処分に困っているケースが多くあります。登記の問題もありますが、地方の土地が価値のないものとなっていることこそ、根本的大問題です。

そのため地方においては、土地、建物は、相続においては誰も相続したくないといういわばお荷物^{にもつ}、つまり負担に感じ、厄介者^{やつかいもの}となっていることが少なくないのです。地方の土地は買い手がなく、現金化はできず、草刈りなどの管理はしなければならず、固定資産税は取られます。相続問題では誰も相続したくないお荷物となることは少なくないのです。

地方にある建物は、都会で生活をしている相続人にとっては不要です。その維持管理は土地以上に負担となります。いずれ老朽化^{ろうきゅうか}し、解体しなければならなくなります。その解体費用は新築費用と同じ位かかることもあります。住まない、売れない建物を相続したい人はいません。

このような土地、建物を相続したくないと思う人が出てくることは当然のことであり、相続登記を義務化したからと言って、このような土地、建物を相続したいという人が増えることは考えられません。罰則で登記を義務化しても、インソップ物語の「北風と

太陽」の話のように、土地、建物を相続する人はますます少なくなってしまうのではないかという思いも湧きますが、どういうものでしょうか。

誰も相続しない土地、建物問題は、もっと根本的に考えなければならない問題であり、国も苦慮しているようですが、国民も本気で考えなければならない時が来るように思えます。土地も建物も使わなければ、不要なものとなってしまう、その管理するための手間暇を考えるとお荷物となるだけです。有効に使う方法を見付け出すことが不可欠となります。

どうやったら戦争に勝てるか、どうやったら軍事費を国民から集められるか、どうやったら選挙に勝てるか、どうやったら政治資金を集められるか、どうやったらオリンピックや万博のようなお祭り騒ぎを日本で開催できるかなどとばかり考えてきたような安倍政権を中心とする政治の結果、使い途のなくなった地方の土地、建物は相続したくないという人が続出する状況が生まれてしまいました。

朝日新聞の前記記事を紹介しながら、政治家や官僚は何をしてきたのか、何をしようとしているのかという思いが湧いてきます。狭い国土の日本の土地を有効利用するための最善の方法を考え続けてきていれば、こんな状況は生まれてきていなかったと思います。過料で相続登記を強制して、日本国土の有効利用という問題は前進するのでしょうか。

新幹線や高速道路で、都会と地方とを短時間で結び、地方の活性化を考えた日本列島改造論は、日帰りできるなら都会へ出て用事を済ませた方が良いという人が増え、都会はより人が集まるようになりましたが、地方はより寂しくなっていました。

これは政治家の見通しの悪さによる結果です。オリンピックや万博などを計画し、大都会ばかりに人を集め、物資を集めてばかりで、東日本大震災、能登半島地震の復興などは置き去りにされています。地方の土地や建物は、ますますお荷物となりそうです。

